

自転車の通行のための道路について

国土交通省 道路局 路政課

道路局路政課に配属されて間もない新人の道子係員。難しい質問の電話を受けて、先輩である道川係長に相談しようとしています。

道子 係長、今お時間よろしいですか。

道川 いいよ。どうしたの？

道子 先ほど、「平成 31 年 4 月の道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「構造令」という。）の一部改正によって新たに設けられた『自転車通行帯』という規定（以下「新たな規定」という。）は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）や構造令における、自転車の通行のための道路に関する既存の規定（以下「既存の規定」という。）とどのように違うのか」というお問合せを受けたんです。

それで、道路法や構造令（以下「道路法令」という。）を読んで、既存の規定と新たな規定のそれぞれについて勉強したんですが、違いがよくわからなくて困っているんです。

道川 なるほど。確かに、そうした既存の規定はいくつかあるね。
既存の規定と新たな規定の違いを明確に説明できるよう、整理してみよう。
まず、道路法令において、既存の規定としてはどんなものがあったかな？

道子 まず、法第 48 条の 13 第 1 項で自転車専用道路について定めています。具体的には、「交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるとき」に「まだ供用の開始がない道路又は道路の部分について、区間を定めて」設けられる、「もつばら自転車の一般交通の用に供する道路又は道路の部分」であると規定しています。

そして、構造令第 39 条において、自転車専用道路の幅員や建築限界、勾配等^{こう}について規定しています。

道川 そうだね。それから？

道子 加えて、構造令第 2 条第 1 項第 2 号で自転車道について定めています。具体的には、「専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられ

る道路の部分」であると規定しています。

そして、構造令第10条において、自転車道の設置要件や幅員について規定しています。

道川 うん、完璧だ。

さて、では新たな規定はどのようなものだったかな？

道子 はい。構造令第2条第1項第15号で自転車通行帯について、今回新たに定めています。

具体的には、「自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分」であると規定しています。

そして、構造令第9条の2において、自転車通行帯の設置要件や幅員について規定しています。

道川 よし。道路法令における既存の規定と、新たな規定のそれぞれにおいて、何が規定されているのかという基本的な部分は確認できたね。

さて、今回のお問合せに答えるために、自転車専用道路及び自転車道という既存の規定と、自転車通行帯という新たな規定とで異なる点を深掘りしていこう。

道子さんが今整理してくれた中で、既存の規定と新たな規定とで異なる点としてはどんなものがあったかな？

道子 ええと…。

それぞれの規定の定義を見ると、自転車専用道路は道路又は道路の部分、自転車道は道路の部分であり、車道（道路の部分）とは別個の部分であると規定されている一方、自転車通行帯は車道の部分であると規定されている点が異なります。

道川 うん、正解だ。規定の定義の違いが何を意味するか、構造的な面から具体的に説明するよ。

まず自転車専用道路と自転車道は、車道から構造的に分離（図①及び図②参照）されて設置されるものなんだ。

しかし自転車通行帯については、車道とは構造的に分離されずに（図③参照）設置されるものなんだよ。

（一般的には、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省）令第三号）に基づく道路標示が設けられる



（図①）自転車専用道路



（図②）自転車道



（図③）自転車通行帯

- 道子** なるほど。
自転車専用道路や自転車道と比べて、自転車通行帯は構造的に大きな違いがあるんですね。
- 道川** その通りだ。
そして、既存の規定と新たな規定とでは、他にももう一つ異なる点があるんだけど、わかるかい？
- 道子** 法令を参照して、調べてみます。
…わかりました！既存の規定に比べて、新たな規定は、必要とされている幅員が狭いという点が異なっているんですね。
既存の規定である自転車専用道路は原則3メートル以上、自転車道は原則2メートル以上とされているのに比べて、新たな規定である自転車通行帯は原則1.5メートル以上であると規定されています。
- 道川** 見つけるのが早いね、その通りだ。
そして、幅員の違いがあると、実際に道路を新設したり、改築したりする時に大きな違いが生じるんだよ。
実はこれまで、自転車専用道路や自転車道については、必要とされている幅員を確保することが難しい等の理由があって、設置がなかなか進んでこなかったんだ。
しかし、自転車通行帯についてはどうだろう？
- 道子** なるほど！自転車通行帯は、必要とされている幅員が自転車専用道路や自転車道より狭いので、設置がしやすくなるんですね。
- 道川** その通りだ。既存の規定と新たな規定とで必要とされる幅員が違うということは、つまるところ設置のしやすさの違いにもつながるといえるね。
- 道子** なるほど。
…もしかして、今おっしゃった、設置がしやすいという違いは、新たな規定を設けた理由にもなっているんじゃないでしょうか？
- 道川** まさにそうなんだ。さらなる自転車通行空間の整備を進めるために、自転車専用道路や自転車道という既存の規定と比較して設置がしやすい、自転車通行帯という新たな規定を設けることとしたんだよ。
- 道子** なるほど。
既存の規定と新たな規定の違いを比較して整理する中で、新たな規定を設けた背景にまでたどり着くことができたんですね。大変勉強になりました。これで、お問合せにも十分対応できそうです。

道川 それならよかった。

今後も法律や政令が改正されて新しい規定が設けられることがあるだろうけど、その都度、このようにして、新しい規定と既にあった規定の違いを比較し、整理しつつ、新しい規定がなぜ設けられたかの理解を深めていこう。

道子 はい！

(参照条文)

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

(自転車専用道路等の指定)

第四十八条の十三 道路管理者は、交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、まだ供用の開始がない道路又は道路の部分（当該道路の他の部分と構造的に分離されているものに限る。以下本条中同じ。）について、区間を定めて、もつぱら自転車の一般交通の用に供する道路又は道路の部分の指定することができる。

2～5 （略）

○道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）（抄）

(用語の定義)

第二条

一 （略）

二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

三 （略）

四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く。）をいう。

五～十四 （略）

十五 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

十六～二十四 （略）

(自転車通行帯)

第九条の二 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な

交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、一・五メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種（第四級及び第五級を除く。次項において同じ。）又は第四種（第三級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第三十九条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、^{こう}勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

6 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第三十七条まで及び前条第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第十一条の二を除く。）は、適用しない。